

令和元年監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項に基づき令和元年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年11月21日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 千田勝文

令和元年度定例監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

令和元年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
11月1日 9:30～	文化会館、議会事務局、会計室 監査委員事務局	
16:00～	総 評	
11月5日 9:30～	学校教育課、税務課	
16:00～	総 評	
6日 9:30～	土木課、都市整備課	
16:00～	総 評	
7日 9:30～	産業環境課、生涯学習課	
16:00～	総 評	
8日 9:30～	福祉児童課	
16:00～	総 評	
11月11日 9:30～	介護健康課、住民課	
16:00～	総 評	
12日 9:30～	政策調整課、総務課、災害対策室	
16:00～	総 評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

6. 指摘事項

- (1) 令和元年度当初予算積算誤りで年度当初から予備費充用されたもの、配当誤りから年度当初に配当変更されたものが、前年度決算審査で意見をされたにも関わらず多数の課でありました。

監査委員からは、下記課に対し注意しました。令和2年度予算査定、配当計画指示の際に、今後このような事案にならないように再度指導してください。

(政策調整課)

- ・当初予算計上誤りからの予備費充用を確認した課
(総務課・介護健康課)
- ・当初予算計上誤りからの予算流用を確認した課
(総務課)
- ・配当誤りから追加配当を確認した課
[議会事務局・政策調整課・災害対策室・産業環境課・学校教育課(学校給食G)・生涯学習課(社会体育館G)・文化会館]

- (2) 監督員・検査員の任命がされず検査(検査調書)が実施された案件がありました。

特に学校教育グループは、令和元年度9月末現在において所管で検査を実施する案件は、すべて監督員・検査員の任命がされていなかった。

契約規則、契約約款等に沿った適正な検査をしてください。

[住民課・学校教育課(学校教育G・学校給食G)]

- (3) 請書添付の「談合等及び暴力団等排除に関する特約条項」や契約書添付の約款が、旧書式を使用し契約されていた。

契約事務において、適正な現行様式で行われるように配慮してください。

[住民課・福祉児童課・生涯学習課(社会教育G)・文化会館]

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にいただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。